

ユネスコ記憶遺産事業について

1. 目的

- ・世界的に重要な記憶遺産の保存を最も相応しい技術を用いて促進すること
- ・重要な記憶遺産になるべく多くの人々がアクセスできるようにすること
- ・加盟国における記憶遺産の存在及び重要性への認識を高めること

2. 背景

1992年 ユネスコにおいて事業開始

2009年7月 第9回「ユネスコ記憶遺産」国際諮問委員会開催

→ アンネの日記、マグナカルタ等登録を受け国内で関心の高まり



リグヴェーダ(古代インドの聖典)

登録状況

①301件登録(2014年1月現在)

②登録例

- 人権宣言(フランス)(2003年)
- ゲーテの直筆文学作品、日記、手紙等(ドイツ)(2001年)
- 現存する世界最古のコーラン(ウズベキスタン)(1997年)
- リグヴェーダ(インド)(2007年)

3. 我が国における対応

	政府機関(日本ユネスコ国内委員会)		自治体/団体/個人
2010.3.2	日本ユネスコ国内委員会決定 ・ユネスコ記憶遺産選考準備委員会設置 (文化活動小委員会の下に設置)	2010.3末	福岡県田川市が「山本作兵衛炭坑記録画・記録文書」をユネスコ記憶遺産に推薦
2010.7.9	文化活動小委員会決定 ・ナショナルコミッティに位置づけ ・選考委員会へ格上げ → 物件選定等、全権限付与		
2011.5.11	日本ユネスコ国内委員会から「御堂関白記」及び「慶長遣欧使節関係資料」を推薦することを報道発表	2011.5.25	「山本作兵衛炭坑記録画・記録文書」が、我が国初のユネスコ記憶遺産に登録
2012.3末	上記2点をユネスコ記憶遺産に推薦		
2012.7-13.5	次回推薦基準及び推薦候補を検討		
2013.5	選考委員会にて、「東寺百合文書」を我が国からの第2回推薦物件に選定		
2013.6	「御堂関白記」及び「慶長遣欧使節関係資料」がユネスコ記憶遺産リストに登録決定		
2014.3	「東寺百合文書」を国内委員会からユネスコ事務局に推薦予定		
2015	「東寺百合文書」が審議予定(第12回IAC)		

記憶遺産登録のプロセス

- ・ ユネスコ記憶遺産の申請について、ユネスコは、政府機関やNGOを含む団体、個人等から申請が可能と定めている。(ただし、1国2件の申請制限あり。複数国による共同提案はカウントしない。)
- ・ 申請を希望する場合は、ユネスコのホームページにある、「選定基準」や「登録の手引き」に示されているユネスコ記憶遺産の概要等を参考にしつつ、「申請書」をダウンロードの上、作成し、締切までにユネスコへ申請する。(締切は偶数年3月末。例)2012年3月31日)
- ・ 審査は、ユネスコ記憶遺産国際諮問委員会(IAC)会合の審査を経て、最終的にユネスコ事務局長が登録の可否を決定する。

申請者

[政府機関(日本ユネスコ国内委員会)] [自治体/団体/個人]

申請・保全
状況の報告等



審査結果通知・
情報提供等

ユネスコ



ユネスコホームページ

<http://www.unesco.org/new/en/communication-and-information/flagship-project-activities/memory-of-the-world/homepage/>

ユネスコ記憶遺産 推薦から登録までの工程について

H25.5

偶数年
3月末

- ユネスコ事務局へ推薦書提出の締切

4月中旬

- ユネスコ事務局にて推薦書のチェック
- 1国からの推薦が3件以上の場合、ユネスコ事務局から日本ユネスコ国内委員会に対して2件に絞り込むよう照会

5月末

- 日本ユネスコ国内委員会からユネスコ事務局へ2件を回答

6月～
奇数年1月

- ユネスコによる検討

5月～8月

- ユネスコ記憶遺産国際諮問委員会(IAC)による審議、ユネスコ事務局長による決定

※上記工程は、ユネスコ事務局に確認した事項を文部科学省国際統括官付にてまとめたものである。